
令和 8 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 4 日)

令和 8 年 6 月 2 2 日 (月曜日)

議 事 日 程 (4)

令和 8 年 6 月 22 日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 議案第 38 号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 39 号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 40 号 令和 8 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 41 号 芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事 (電気設備) 請負契約の締結について
- 第 5 議案第 42 号 城山公園法面整備工事 (唐戸側) 請負契約の締結について
- 第 6 議案第 43 号 移動式排水ポンプ等購入契約の締結について
- 第 7 議案第 44 号 タウンバス中型車両購入契約の締結について
- 第 8 承認第 2 号 専決処分事項の承認について
- 第 9 承認第 3 号 専決処分事項の承認について
- 第 10 発議第 1 号 観光施策の推進に関する決議について
-

【 出 席 議 員 】 (12 名)

1 番 長 島 毅	2 番 原 崎 功 典	3 番 守 田 政 孝	4 番 田 中 太
5 番 香 田 一 之	6 番 中 西 智 昭	7 番 本 田 浩	8 番 松 岡 泉
9 番 内 海 猛 年	10 番 妹 川 征 男	11 番 川 上 誠 一	12 番 辻 本 一 夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横田 和雄 書記 岡本 賢治 書記 鶴原 清華

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	吉永博幸	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	福田雅代	総務課長	本石美香
企画政策課長	溝上竜平	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	智田寛俊
都市整備課長	小田武文	税務課長	藤永詩乃美	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	有田昌子	福祉課長	中野功明	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	水摩秀徳	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	池上亮吉
事業課長	本郷宣昭				

【 傍 聴 者 数 】 6 名

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、おはようございます。着席願います。

ただいまより本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 38 号から日程第 10、発議第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

報告第 7 号、令和 8 年 6 月 17 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 38 号、満場一致、原案可決。

議案第 40 号、賛成多数、原案可決。

議案第 41 号、賛成多数、原案可決。

議案第 43 号、満場一致、原案可決。

承認第 2 号、満場一致、承認。

承認第 3 号、満場一致、承認。

以上、報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 中西 智昭君

報告いたします。

報告第 8 号、令和 8 年 6 月 17 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第39号、満場一致、原案可決。

議案第40号、満場一致、原案可決。

議案第42号、満場一致、原案可決。

議案第44号、満場一致、原案可決。

発議第1号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第40号の討論を許します。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

議案第40号、令和8年度芦屋町一般会計補正予算に対し、反対の討論を行います。

本補正予算案には観光費として合計650万円が追加計上されています。その内訳は芦屋花火大会事業に500万円、そして砂像展事業に150万円の補助金を追加するものです。これにより、当初予算と合わせて事業費の総額は花火大会が約2,592万円、砂像展に至っては約4,136万4,000円まで膨れ上がっております。物価や人件費の高騰という背景があるにせよ、このように公費負担が右肩上がりに増え続ける現状は看過できません。以下、特に大きな問題がある芦屋砂像展を中心に反対の理由を3点述べます。

1つ目に、際限のない公費投入と検証なき経済波及効果の問題です。

砂像展の事業費は年々膨れ上がり、ついに4,000万円を超える規模に達しました。多額の貴重な血税を投入しながら、わずか17日間の開催で終了してしまうのでありませんか。これほど高額な投資を行っているにもかかわらず、客観的かつ明確な経済波及効果の検証が全くなされておられません。費用対効果の観点から改めて疑問と言わざるを得ないのです。

2つ目に、町職員の過度な負担と通常業務への圧迫です。

イベントの運営には長年に渡り多くの職員が動員されてきました。物価高による運営なんかは、そのまま現場の負担増に直結しています。こうした動員が本来の通常業務を圧迫している現状を

これ以上放置すべきではありません。

3つ目に、事業の見直しに対する姿勢の欠如です。

本気で費用対効果や職員の負担軽減を考えるならば、予算を増やして、これまでの規模を維持、継続することばかり優先すべきではありません。今、町に求められているのは事業の規模縮小や一時休止、廃止も含めた事業の抜本的な統廃合と聖域なき見直しを議論すべきです。本来、貴重な税金や汗を流す職員の労力は、町民の暮らしを守る福祉や教育に、そして持続可能な町政運営にこそ優先して配分されるべきものです。

惰性による予算の追加計上には強く反対し、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第41号の討論を許します。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

議案第41号、芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気整備）請負契約の締結案、金額6,400万円について、私は反対の立場から討論を行います。

本契約は当初予算約2億3,000万円が計上されています。総額1億4,729万5,000円にも上り、管理棟、キュービクル、それから広場のいわゆる3点セット整備事業がその中核をなすものです。5,000万円を超えたものだけを議案化し、ほかは議会の議決を得ずに決裁することは、本来、議会が担うべき予算監視機能を形骸化するものです。これほど巨額の税を投入する契約を締結する以上は、その前提となる法的根拠、費用負担の妥当性、そして将来的な管

理責任が一点の曇りもなく明確にされなければいけないことは言うまでもありません。

しかしながら、芦屋町がこれまで進めてきた、この一連のプロセスは看過できない重大な疑義とリスクが残されたままです。そのことは、ほかならぬ先日6月18日に公布されたばかりの、我が町の住民監査請求に関わる監査結果報告書です。

監査の結果は、本件請求は理由がないため棄却するというものでした。皆さんも御存じのように、住民監査請求とは、住民が町民や職員などによる違法または不当な交付金の支出や契約などの財務会計上の行為があると認められたときに、証拠を添えて監査を求め、是正を請求する制度。地方自治法第242条に書かれております。しかし、今回、私が一町民として指摘した明白な違法性や財務会計上の問題点に対し、今回の監査結果は、その本質的な問いかけには一切答えておらず、もはや、ていをなしていないと言わざるを得ません。

しかし……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、今は、ボートパーク交流エリア請負契約の締結についての討論ですよ。

○議員 10番 妹川 征男君

はい。

それで、はい、分かってます。それで、今から述べることを聞いてください。

しかし、そんな監査結果であっても、行政に対し極めて異例かつ重い意見を付さざるを得なかったという事実があります。その内容は今から紹介します。

1つ目は、本事業の根幹である芦屋港の管理運営に関わる基本協定について、将来的な財政負担及び管理責任の帰属に関し、解釈上の疑義を残しているとはっきりと断言しています。

2つ目に、後日の紛争防止及び住民に対する説明責任の確保に努めるようにと、極めて強い警告を発しているのです。監査委員から将来的な紛争リスクという重い指摘を受けているにもかかわらず、本日の契約議案を取り下げることなく、行政はそれを無視し、見切り発車で突き進もうとしております。さらに土地使用の権限すら確定していない段階で事業を進めるなど、行政の根幹を揺るがす行為と言わざるを得ません。

すなわち、この請負契約のことにに関して、誰が幾ら負担するのか、将来はどちらが責任を持つのか。解釈の仕方次第では町に大損害を与えかねない、法的リスクをはらんだ不完全な協定のまま行政は突き進んでおり、その危うい土台の上に乗っているのが本日上程されている電源装置の契約議案にほかならないのです。

さらに重大な事実があります。

本事業は長年にわたり調査や設計が繰り返され、巨額の委託料が知られてきました。それにもかかわらず、その前提となる港湾法第37条に基づく県との協議書が策定されたというのです。

何と、住民監査請求が提出された後の本年５月後半であったとのこと。明らかになりました。まさに、後出しじゃんけんと言わざるを得ません。このような状況の中で今回の契約議案が出されているわけです。

つまり、土地を適法に使用する権限や合意すら未確定な状態で予算を計上し、見切り発車で事業を進めてくるのは、これまでのプロジェクトの実態です。これのどこが適正な財務会計行為といえるのでしょうか。しかも、担当部局は、この最重要書類であるはずの協議書について、議会への報告を図る必要性はないとの認識を示し、いまだ議会に対して、この協定書を報告もせず、具体的な内容や町のリスクを開示していません。

皆さんは、この協定書を御覧になったでしょうか。

形式上は事務手続きであることを理由に、実質的な財政負担の全容を議会から隠蔽するかのような姿勢は、二代表制における議会のチェック機能を損なうものです。これは、形式上は事務委託という枠組みを装いながら、実質的には重い財政負担を伴う、事業から議会の関与とチェック機能を遠ざけようとする、意図的な議会潜脱行為と言わざるを得ないのです。

監査委員から将来の紛争リスクがあると公式に指摘され、住民に対する説明責任も確保されおらず、直前まで土地使用の法的根拠も曖昧であった事業において、本日、この電源装置の契約だけを切り離して平然と議決することは、我々議会が二代表制としてのチェック機能を自ら放棄することに等しい行為ではないでしょうか。

本町が今なすべきことは、これ以上の不透明な予算執行を重ねることではなく、過去の契約や計画の違法性を徹底的に洗い直し、町民に対して包み隠さず説明責任を果たすことです。

２つ目に、健全な町政運営と地方自治の原則を取り戻すために、私は本議案には断固反対であることを強調します。

最後に、議員各位、そして執行部の皆様方に報告いたします。

もしも、本日、この重大なリスクをはらんだ契約議案が議会のチェック機能を放棄する形で可決されるようなことがあれば、私は一議員にとどまらず、一町民の、一人の町民として、地権者の立場に立ち戻り、法令違反の疑いである、この不適切な財務会計行為を正し、町民の貴重な財産を守り抜くために、地方自治法に基づく住民訴訟の提起を本格的に視野に入れ、法的手段を講じる準備に入ります。その覚悟があることを、ここに明確にお伝えしておきます。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

議案第４１号に反対の立場から討論をいたします。

議案第41号の事件は監査請求が提出されていた事件であり、先週の金曜日に棄却されたと聞いております。

私は芦屋港の整備自体には反対しませんが、町の施策の決定は強いリーダーシップによるトップダウンというより、住民参加型、対話重視がキーワードと考えます。その観点から港湾開発においての住民説明会の必要性を感じております。私は、議会においても住民説明会の開催を求めてまいりましたが、この間、一度も住民説明会は開かれていません。

今回のボートパーク整備においても、監査請求が提出されるなど住民の納得は不十分です。

また、監査においても議会選出や職員OBによる監査であり、専門性の高い監査を確保するという点でも不十分です。監査を受ける立場の長が委員を任命することは、住民からの付度の疑念を生じさせることも考えられます。

以上のことから議案に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

1番、長島です。

議案第41号、芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事請負契約の締結について賛成の立場で討論させていただきます。

芦屋港は県が管理する港湾ではありますが、その恩恵を最も受けるのは芦屋町であり、その価値を最大限に活かしていく責任があるのも我々芦屋町であると思っております。

県が港湾機能の整備を担い、町が交流のにぎわいの創出を担う、それぞれの役割を果たしながら連携していくことで芦屋港の持つ可能性はさらに広がるものと考えております。

私は、県管理の施設だから町は関与しなくてよいとは考えておりません。むしろ、芦屋町を代表する地域資源だからこそ町が主体的に関わり、その魅力向上に取り組んでいくことが重要であります。

今回の契約金額は約6,400万円であり、本町の予算規模から見ても決して小さな事業ではありません。しかしながら、本工事は単なる電気設備工事ではなく、交流エリアの機能を十分に発揮させるための基盤整備であり、芦屋港の将来の可能性を広げるための必要な投資であると考えます。

また、町では令和8年11月頃の開業を目指し、施設整備と並行して管理運営体制の準備も進められております。芦屋港ボートパークは、芦屋港活性化基本計画に掲げる海を生かしたレジャー拠点を実現するための重要な施設であり、整備だけでなく開業後の運営こそが重要であります。

私はこれまでも「施設を作ることが目的ではなく、生かすことが目的である」と申し上げてま

いました。また、「観光施策においては点ではなく面で考えることが重要である」と訴えております。ボートパークを核として、芦屋釜の里、歴史の里、マリンテラスあしや、海浜公園、また、商店街などと連携しながら、芦屋港周辺全体の魅力向上につなげていくことを期待しております。

今回の工事が県と町の連携をさらに深め、芦屋港を核としたにぎわいづくりと観光振興、そして地域全体の活性化につながることを期待し、本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第42号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第43号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第44号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第44号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、承認第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に日程第9、承認第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、承認第3号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。（「議長」と呼ぶ者あり）はい、川上議員、ごめんなさい。賛成多数であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

次に日程第10、発議第1号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発議第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和8年第2回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼、お疲れ様でございました。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員